

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和4年9月27日付けで提起した処分庁による児童育成手当認定申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年6月1日、処分庁に対し、葛飾区児童育成手当条例（昭和46年葛飾区条例第28号。以下「条例」という。）による児童育成手当の受給資格及び手当の額の認定を申請した。
- 2 処分庁は、児童育成手当認定請求書（障害）等の提出書類や審査請求人の同意書に基づき総務部税務課（以下「税務課」という。）から提供を受けた情報を審査した結果、審査請求人の令和3年中の所得の額が支給要件に係る所得制限限度額以上であることが判明したため、令和4年7月12日付けで、審査請求人に対し、児童育成手当認定申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、児童育成手当認定申請却下通知書（以下「本件通知書」という。）により通知した。

- 3 審査請求人は、令和4年9月27日、申請却下に至る内容の詳細、具体的な控除等の明細、計算方法の説明と開示を求めるも対応してもらえない旨主張して、決定に至る詳細内容の開示を求め、併せて本件処分の取消しを求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分に至る内容の詳細、具体的な控除等の明細、計算方法についての説明と開示を求めたが処分庁に対応してもらえなかったことに不服がある。なお、処分の結論そのものに不服はない。

2 処分庁の主張

処分庁は、児童育成手当認定請求書（障害）等の書類等を審査した結果、審査請求人の前年（令和3年）の所得の額が、法定の支給要件に係る所得制限限度額以上であることが判明したため、条例第4条第2項第1号に基づき、申請人の児童育成手当の認定申請を却下したものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

子育て支援部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）担当職員は、審査請求人から児童育成手当の申請があった際に、窓口において、審査請求人に対し、処分庁が作成した「手当・医療費助成制度のご案内」（以下「手引」という。）を使用し、条例第4条に規定する支給要件並びに葛飾区児童育成手当条例施行規則（昭和57年葛飾区規則第8号。以下「規則」という。）第3条、第4条及び第5条に規定する所得の額、範囲及び計算方法につき説明し、手引を審査請求人に交付している。

また、処分庁は、児童育成手当の支給要件に係る計算結果について、規則第8条第2項により通知した本件通知書の「認定請求却下理由」において記載することにより、本件処分の理由を示しており、本件処分の理由の提示は十分に行われている。

なお、本件処分後、子育て支援課担当職員は審査請求人に対し、条例及び規則に基づく児童育成手当の計算方法について説明を行ったが、児童育成手当の計算に用いる審査請求人の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2に規定する申告により決定した令和4年度の市町村民税に係る総所得金額等については税務課において決定・通知され

たものであり、子育て支援課では算定結果しか把握しておらず、その計算過程は把握していないため、その算出方法等の詳細については当該課において確認するよう案内している。

そこで、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

理 由

1 関係法令の定め

(1) 条例

アー 1 児童育成手当（以下「手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、葛飾区の区域内に住所を有するものに支給する（第 4 条第 1 項本文）。

(7) 父若しくは母が死亡し、若しくは葛飾区規則（以下「規則」という）で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（第 4 条第 1 項第 1 号）

(イ) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの（第 4 条第 1 項第 2 号）

アー 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない（第 4 条第 2 項本文）。

(7) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき（第 4 条第 2 項第 1 号）。

イ 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない（第 6 条）。

(2) 規則

ア 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは360万4,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは360万4,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族である場合にあっては当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）である場合にあっては当該特定扶養親族等1人につき63万円）を加算して得た額とする（第3条）。

イ 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする（第4条）。

ウー1 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第

32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする(第5条第1項)。

ウー2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする(第5条第2項本文)。

(7) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額(第5条第2項第1号)

(イ) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)(第5条第2項第2号)

(ウ) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円(第5条第2項第3号)

(エ) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円(第5条第2項第4号)

(オ) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万(第5条第2項第5号)

エ 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書により当該申請をした者に通知する(第8条第2項)。

(3) 葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。)

ア この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、区の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする（第1条）。

イー1 行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる（第8条第1項）。

イー2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない（第8条第2項）。

ウ 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない（第9条第2項）。

2 認定した事実

(1) 審査請求人は、令和4年6月1日、葛飾区長に対し、「児童育成手当認定申請書（障害）」を提出し、条例による児童育成手当の受給資格及び手当の額の認定を申請した。処分庁は、申請者向けに児童育成手当の対象者、所得限度額、所得の計算方法などを記載した手引を審査請求人に交付した。

(2) 葛飾区長は、令和4年7月12日付けで、審査請求人に対し、本件処分を行い、本件通知書により通知した。

本件通知書には、認定請求却下の理由として、下記のとおり記載されていた。

記

所得が限度額を超えたため

あなたの令和3年中の所得額（法定控除後額）4,842,610円が、所得制限限度額4,744,000円を超えている為

(3) 審査請求人は、本件処分後、子育て支援課窓口を訪問し、本件処分に至る判断過程

の説明を求めた。

- (4) 審査請求人は、令和4年9月27日、申請却下に至る内容の詳細、具体的な控除等の明細、計算方法の説明と開示を求めるも対応してもらえない等と主張して、本件審査請求を提起した。

3 判断

本件処分について、違法、不当な点があるかを検討する。

(1) 本件処分の内容について

条例は、児童育成手当の支給要件として、支給要件児童の保護者であって、葛飾区の区域内に住所を有するものに支給するものと定め（条例第4条第1項）、ただし、保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額（以下「所得制限限度額」という。）以上であるときは支給しない旨を定めている（条例第4条第2項第1号）。

簡単に式で表すと、条例第4条第2項第1号に基づき不支給とされる基準（不支給要件）は以下のとおりである。

$$\boxed{\text{保護者の前年の所得}} \geq \boxed{\text{所得制限限度額}}$$

この条例第4条第2項第1号でいう「所得」については、規則第4条が、市町村民税（当区では特別区民税）についての地方税法その他の法令の規定による非課税所得以外の所得である旨、定義している。

また、規則第5条は、「所得」の額の計算方法について定めており、①その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税（当区では特別区民税）に係る地方税法に規定する総所得金額（ただし、給与所得を有する場合には、所得税法の規定により計算した金額から10万円を控除して得た金額を給与所得の金額として計算するものとする。）その他非課税所得以外の各種所得の合計額（以下「総所得金額等」という。）から8万円を控除すること（規則第5条第1項）、更に、②規則第5条第2項各号に掲げる者（市町村民税に係る雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、障害者控除、障害者特別控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除を受けた者）については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除することを定めている。

簡単に式で表すと、保護者の前年の所得は以下の計算式で算定される。

総所得金額（給与所得と公的年金等に係る雑所得は－10万円）－8万円－規則第5条第2項の控除（市町村民税に係る雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、障害者控除、障害者特別控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除を受けた者につき、それぞれの額）

そして、規則第3条が、保護者の前年の所得と対比すべき、扶養親族等及び児童の有無並びにその数に応じた所得制限限度額を定めている。

本件では、処分庁が、審査請求人が提出した申請書及び保有個人情報に関する同意書に基づき税務課から提供を受けた審査請求人の合計所得金額、各控除金額、扶養人数等の情報に基づき、以下のとおり、対象児童Aの保護者である審査請求人の令和3年中の所得の額及び所得制限限度額の計算を行ったことが認められる。

ア 総所得金額等の額（控除前）

審査請求人は、令和3年中の所得として給与所得を有するところ、所得税法の規定により計算された給与所得の額である502万2,610円から10万円を控除する（規則第4条、規則第5条第1項）。

イ アから控除する額

審査請求人の総所得金額等から8万円を控除する。

なお、審査請求人は規則第5条第2項各号に掲げる所得控除を受けた者に該当しないため、同項による控除は行わない。

ウ 以上から、審査請求人の前年（令和3年）の所得は、アの合計額（492万2,610円）からイ（8万円）を控除した、484万2,610円である。

エ 審査請求人の所得制限限度額

他方、審査請求人には扶養親族等が3人いるため、審査請求人の所得制限限度額は、規則第3条の規定により、360万4,000円に、38万円に扶養親族等の数である3を乗じた114万円を加算した額である、474万4,000円となる。

以上のとおり、審査請求人の所得制限限度額は474万4,000円である一方、審査請求人の前年（令和3年）の所得の額は484万2,610円である。

すなわち、審査請求人の前年の所得の額が所得制限限度額以上であるため、審査請求人については、条例第4条第2項第1号により、児童育成手当の支給要件

を満たさないこととなる。

したがって、本件処分を行った処分庁の判断及びその過程は条例規則に従ったものであり、違法な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示等について

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、申請却下処分に至る内容の詳細、具体的な控除等の明細、計算方法についての説明と開示を求めたが処分庁に対応してもらえなかった旨主張する。

これにつき審査請求人は、問題とする具体的なやり取り等を主張しないためその趣旨が明確でないが、まず、処分庁による本件処分の理由の提示に違法があるか否かについて検討する。

イ 理由の提示について

規則は、処分庁は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書により当該申請をした者に通知すべき旨を定めている（規則第8条第2項）。

そして行政手続条例は、行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない、ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる（行政手続条例第8条第1項）旨、定めている。

また、処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない（行政手続条例第8条第2項）と定めている。

本件では、処分庁は、審査請求人に本件通知書を交付しているところ、本件通知書の「認定請求却下理由」の欄には、「所得が限度額を超えたため あなたの令和3年中の所得額（法定控除後額）4,842,610円が、所得制限限度額4,744,000円を超えている為」と記載されている。

これは、審査請求人の前年の所得が所得制限限度額を超えているという、本件

処分に係る児童育成手当の不支給要件（条例第4条第2項第1号）に該当する事実を、審査請求人の前年の所得及び所得制限限度額それぞれの金額を示して記載したものであるが、所得額及び所得制限限度額それぞれについての計算過程までは記載されていない。

そこで、この理由の記載が行政手続条例第8条第1項本文の要求する理由の提示として十分であるかを検討する。

そもそも、行政手続条例第8条第1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしているのは、申請者に利益を付与する許認可等をしないという当該処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨である。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠条例の規定内容、当該処分に係る審査基準の内容及び公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであると解される（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

そこでまず本件処分の根拠条例の規定内容及び審査基準について検討するに、審査基準としての児童育成手当の支給要件（不支給要件）は、(1)で述べたとおり、条例第4条並びに規則第3条、第4条及び第5条に具体的に定められている。

また、処分庁が作成し、申請時に処分庁が審査請求人にも交付した手引の4頁目には、児童育成手当につき、「前年の所得（1月から4月まで申請の場合は前々年の所得）が所得限度額以上の場合には、手当は支給されません」と記載され、条例第4条第2項第1号の不支給要件が明示されている。また、手引には、「所得の計算方法」として、二重囲み枠で、「対象とする所得＝収入－給与所得控除（営業収入等は必要経費）－8万円－各種控除」という計算式が示され、各種控除の金額も一覧表で整理されている。また、「所得」と対比すべき所得制限限度額についても、扶養親族等の数に応じた「所得限度額」が表に分かりやすく整理されており、例えば、扶養親族等の数が3人の場合は474万4,000円が所得制限限

度額になる旨、明示されている。

そして、申請人にとっては、「所得制限限度額」の基礎となる扶養親族等の数は自明である。また、「前年の所得」に関しても、確定申告を行っていれば、各種所得の額（控除前の総所得金額等）や、規則第5条第2項による控除が適用されるか否か及び適用されるとしてその額は、申請者にとって自明であるし、確定申告を行っていなくても、給与所得者の場合であれば、申請年の1月末日までに所得税法（昭和40年法律第33号）第226条第1項に基づき給与支払者から交付されている源泉徴収票に、給与所得額や各種控除の額が明記されているから、これも自明であるといえる。さらにこれらの事項は、処分庁が本件処分とは別個独立の処分として行い、本件通知書送付までには審査請求人に交付されているはずの特別区民税等の決定に係る納税通知書にも明記されている。

したがって、本件通知書には、所得額及び所得制限限度額算定の計算過程までは記載されていないものの、所得額については、申請人が自ら行った確定申告や勤務先から交付された源泉徴収票、あるいは特別区民税等の決定に係る納税通知書記載の各種所得の額及び所得控除の額を元に、手引の計算式に当てはめて計算することが可能であるし、所得制限限度額は、手引に掲載された「所得限度額」の表により、その額は一見して明らかである。

また、市町村民税（特別区民税）に係る所得額及び所得控除については、本件処分とは別個独立の処分である特別区民税の決定に係る事項であり、その納税通知書にも明記されているものであるから、本件処分にその詳細を記載しないことが不当ともいえない。

したがって、本件通知書記載の理由により、審査申請人が拒否の理由を明確に認識しうるものであるから、本件通知書における理由の提示は、行政手続条例第8条第1項本文の要求する理由の提示として十分であり、違法又は不当な点はないというべきである。

ウ その他の違法又は不当な点についての検討

審査請求人は、具体的に不服とするやりとりの内容は明らかでないものの、申請時及び本件処分後における子育て支援課による不支給理由の説明内容やそのあり方に不服がある旨主張するようである。

まず申請時のやりとりについては、行政手続条例第9条第2項が、行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない旨定めており、申請者の求めがあれば、公表された審査基準である児童育成手当の支給要件等についても、同条に基づき提供する努力義務があるとも考えられる。

しかし、本件では、前述のとおり、処分庁が審査請求人に対し、申請時に、前年度の所得による不支給要件を分かりやすく記載した手引を交付したことが認められる。

また、処分庁が審査請求人からの申請を受理した際に作成した受付票には、「特記事項」として、「R4課所得範囲内見込で育障申請。超過のときは認定されないこと本人了承済」と記載され、受付票に貼付された付箋にも「愛の手帳のコピーを窓口を持参されるとのこと。窓口でもう一度所得超過のときは認定されないことを念押しして下さい」との申し送り事項が記載されており、審査請求人が児童育成手当の受給資格及び手当の額の認定を申請した際、処分庁が、条例第4条第2項第1号による不支給要件と、審査請求人の前年の所得が所得制限限度額以上である場合は申請却下になりうる旨を説明していたことが認められる。

したがって、支給要件は審査基準として公にされている上、審査請求人に対しても手引により分かりやすく開示されており、さらに窓口でも審査請求人の所得によっては申請却下になりうる旨も説明していたのであるから、申請時における処分庁の審査請求人に対する情報提供のあり方に、違法又は不当な点があったとは認められない。

また、本件処分後の審査請求人と子育て支援課の窓口でのやり取りは処分性がなく、本件処分そのものの違法・不当とも無関係であるが、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする（行政手続条例第1条参照）という行政手続条例の制定趣旨からしても、本件処分の所管課として、本件処分の内容や判断過程について申請人から問い合わせがあった場合には、分かりやすく丁寧な説明を行うことが適切である。

しかし、本件では前述のとおり、既に申請時に、子育て支援課が審査請求人に対し、手引を示して条例第4条第2項第1号による不支給要件と、審査請求人の

前年の所得が所得制限限度額以上である場合は申請却下になりうる旨を説明していたことが認められる。

また、令和4年度の市町村民税（特別区民税）に係る審査請求人の総所得金額等や控除額については、子育て支援課ではなく、税務課が本件処分とは別個独立の処分として行った特別区民税の決定に係る納税通知書にも明記されているものであり、その算出方法等の詳細につき、子育て支援課が税務課で確認するよう案内したことに違法又は不当な点があったとは認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) 小括

処分庁は、以上のとおり、条例及び規則に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月1日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。